

議 決 事 項

公告第1号

規則の一部改正

宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則（平成19年規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「及びあらかじめ届出のあった印鑑等により、氏名押印」を「により、氏名等」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

公告第2号

令和2年度各種会計歳入歳出補正予算

令和2年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第4号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,388千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,246,595千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

令和2年度一般会計歳入歳出補正予算（第4号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,784千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,424,884千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

令和2年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第5号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,619千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,201,976千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

令和2年度介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,305千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ764,945千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

令和2年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ402千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,200千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第3号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,101千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ800,545千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

令和2年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第3号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,966千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,829千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

令和3年度各種会計歳入歳出補正予算

令和3年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,200千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,242,356千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

令和3年度診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等費用に関する支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ298,080千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ629,192千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

令和3年度一般会計歳入補正予算（第1号）

令和3年度宮城県国民健康保険団体連合会一般会計歳入補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

- 第1条 歳入予算の総額は、329,724千円とする。
- 2 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入予算の金額は、別表「歳入予算補正」による。

令和3年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

令和3年度宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,343千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,299,699千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

令和3年度介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

令和3年度宮城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,940千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ815,633千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

令和3年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

令和3年度宮城県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,432千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89,360千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

令和3年度宮城県国民健康保険団体連合会后期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,872千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ870,753千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

令和3年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

令和3年度宮城県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,141千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,189千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

令和3年度診療報酬審査支払特別会計（診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

令和3年度宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163,731,104千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

令和3年度診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療費支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

令和3年度宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療費支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ474千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,448,121千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

令和3年度介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費等支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

令和3年度宮城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費等支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195,146,864千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
-

令和3年度介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療等に関する報酬等支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

令和3年度宮城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療等に関する報酬等支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,473,467千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
-

令和3年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害介護給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

令和3年度宮城県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害介護給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,900,081千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

令和3年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害児給付費支払勘定）歳入歳出補正予算
（第1号）

令和3年度宮城県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害児給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,739,141千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

令和3年度宮城県国民健康保険団体連合会后期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ270,520,718千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

令和3年度宮城県国民健康保険団体連合会后期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ744,973千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

令和3年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（特定健診・特定保健指導等費用支払勘定）
歳入歳出補正予算（第1号）

令和3年度宮城県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（特定健診・特定保健指導等費用支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125,004千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

公告第3号

令和2年度事業報告

第1 事業実施状況（重点項目）

- 1 国保制度の安定化に向けた取組の推進
 - (1) 「宮城県国民健康保険運営方針」に沿った円滑な制度運用の推進
 - (2) 国保制度改善強化全国大会への参加
- 2 医療費適正化対策の強化
 - (1) 審査業務の充実強化
 - (2) 国保診療報酬審査委員会の円滑な運営
 - (3) 保険者支援事業の推進
- 3 保険者事務共同処理事業の充実及び国保総合システムの管理・運用
 - (1) 国保総合システムを活用した業務の推進
 - (2) 保険者業務支援システムを利用した保険者支援の推進
 - (3) 国保保険者標準事務処理システムの推進
 - (4) 風しん対策事業に係る対応
- 4 オンライン資格確認等システムの導入及び運用（新規事業）
 - (1) オンライン資格確認に係る市町村向け調査
 - (2) オンライン資格確認の事務に係る委託契約の取りまとめ
 - (3) SSLクライアント証明書作成と提供
 - (4) マスタ登録（医療保険者等中間サーバーへ登録）
 - (5) その他
- 5 保健事業推進のためのデータ活用支援及び保険者努力支援制度の支援強化

- (1) データヘルス計画の推進（高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する研修会の開催等）
- (2) 国保データベース（KDB）システム等のデータ活用支援（新規事業）
- (3) 特定健診等データ管理システムの適正な運用
- 6 介護保険関係業務の推進
 - (1) 介護給付適正化対策事業における保険者支援の充実
 - (2) 介護サービスに関する相談・苦情に対する適切で迅速な対応
- 7 障害者総合支援等関係業務の推進
 - (1) 障害福祉サービス等に係る給付費の円滑な審査の実施
 - (2) 障害福祉サービス費等審査支払業務の充実・強化（点検機能の拡大、点検内容の拡充）（拡充事業）
- 8 新型コロナウイルス感染症に係る諸対応について（緊急対策事業）
 - (1) 診療報酬の概算前払い
 - (2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業
 - (3) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

第2 会務運営に関する事業

- 1 会務運営等の具体的方針を決定するための諸会議の開催
 - (1) 機関会議（通常総会、理事会、監事会、三役会議）
 - (2) 調査研究（国保問題調査研究委員会、市町村国保主管課長・国保組合事務（局）長会議、介護保険調査研究委員会、市町村介護保険主管課長会議）
 - (3) 会計監査関係（外部監査、監事会事前調査、定期検査）
- 2 中期経営計画
- 3 複式簿記財務諸表作成及び税務処理関係
 - (1) 複式簿記財務諸表関係（複式簿記財務諸表の作成、検証及び分析並びに複式簿記の運用）
 - (2) 税務処理関係（実費弁償方式判定に係る歳入歳出決算書及び事業報告書等の提出、消費税の確定申告及び消費税の納付、固定資産税の納付及び固定資産税の申告 等）
- 4 関係機関主催の諸会議への参加
 - (1) 国民健康保険中央会関係（国民健康保険中央会定期総会、国民健康保険中央会定期理事会、全国事務局長会議、全国常勤役員・事務局長合同会議 等）
 - (2) 東北地方国保協議会関係（東北地方国保協議会定期総会、国保連合会運営研究協議会 等）
 - (3) 宮城県関係（国民健康保険運営連携会議、国民健康保険運営連携会議財政部会、国民健康保険運営連携会議事務処理標準化部会、国民健康保険運営連携会議収納対策部会）
- 5 システム調達運用支援業務
- 6 業務継続計画（BCP）の取組

第3 事業振興に関する事業（国保制度長期安定化への対策を含む）

- 1 国保制度改善強化策
 - (1) 国保制度改善強化全国大会への参画及び陳情事項の実行運動
 - (2) 宮城県国保運営協議会連絡会との連携
- 2 国民健康保険事業功労者表彰
 - (1) 厚生労働大臣表彰

(2) 国民健康保険中央会表彰

(3) 本会理事長表彰

第4 診療報酬審査支払等業務（医療費適正化対策の強化を含む）

1 国保、後期高齢者医療及び各種公費診療報酬納入支払業務

(1) 保険者等からの納入

(2) 保険医療機関等への支払

(3) 債権譲渡への対応

(4) 令和元年10月の台風19号に伴う概算払いの対応

(5) 新型コロナウイルス感染症に係る令和2年5月診療分の診療報酬等の概算前払

2 審査業務の充実強化

(1) 電子レセプト請求に伴う事務審査体制の充実

(2) レセプト画面審査による事務審査の効率化及び事務共助の充実強化

(3) 縦覧・横覧・突合審査の充実及び効率的運用の推進

(4) 審査情報の積極的活用による審査の質の向上

3 関係機関主催の諸会議への参加

(1) 国民健康保険中央会関係（全国国保連合会審査担当課（部）長会議、全国国民健康保険診療報酬審査委員会会長連絡協議会 等）

(2) 東北地方国保協議会関係（東北・北海道国保連合会審査業務研究会、東北・北海道国保連合会審査担当課長等会議）

(3) 社会保険診療報酬支払基金宮城支部関係（支払基金との社保・国保合同会議）

(4) 宮城県関係（宮城県診療報酬適正化連絡協議会）

4 国保診療報酬審査委員会の円滑な運営

(1) 診療報酬審査委員会

(2) 全員協議会

(3) 再審査部会

(4) 審査専門部会

(5) 特別審査

5 柔道整復施術療養費及び療養費等の円滑な審査業務等

(1) 柔道整復施術療養費の審査支払及び審査委員会

(2) 療養費の適正な審査

(3) 後期高齢者に係る「あんま・マッサージ・はり・きゅう」の迅速で適正な審査等請求点検事務処理

(4) 東北厚生局及び県並びに関係機関との連携

(5) 「あんま・マッサージ・はり・きゅう」審査委員会設置について、県主管課と連携し設置に向けて協議

第5 保険者事務共同事業（電算、第三者行為求償事務、社会保険乳幼児、出産育児一時金、風しん対策事業）

1 国保総合システム等の活用及び情報提供

(1) 国保総合システムの活用

- (2) 国民健康保険中央会主催説明会への参加
- (3) 独自システムの活用
- (4) 外付けシステム（保険者業務支援システム）の活用
- 2 国保保険者標準事務処理システムの推進
 - (1) 国保情報集約システムの運用
 - (2) 市町村説明会の開催
 - (3) 県国保医療課との連携強化
- 3 国民健康保険料（税）適正算定マニュアル（システム）等の利活用の推進及び支援
 - (1) 本会主催（国民健康保険料（税）適正算定マニュアル研修会）
 - (2) 国民健康保険中央会主催（国保保険料（税）等に係る基礎力向上研修、国保財政分析に係る担当者説明会）
- 4 第三者行為求償事務
 - (1) 第三者行為求償事務の受託（自動車事故・自転車事故・犬咬傷・食中毒・闘争等）
 - (2) 第三者行為求償事務の推進及び支援
 - (3) 第三者行為求償事務研修会
 - (4) 第三者行為求償事務巡回相談
 - (5) 介護保険者への第三者行為求償突合リスト提供
 - (6) 国保情報集約システムへの第三者行為求償情報連携
- 5 社会保険乳幼児共同処理
 - (1) 社保乳幼児医療費請求書の受付業務
 - (2) 社保乳幼児医療費請求書の決定業務
 - (3) 社保乳幼児医療費請求書の支払業務
- 6 出産育児一時金等の直接支払
 - (1) 出産育児一時金等専用請求書の受付業務
 - (2) 出産育児一時金等専用請求書の決定業務
 - (3) 出産育児一時金等専用請求書の支払等業務
- 7 医療機関に係る返還金処理業務
- 8 情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）の維持管理
 - (1) 情報セキュリティ委員会の開催
 - (2) 情報セキュリティ教育実施
 - (3) 内部監査の実施
 - (4) マネジメントレビューの開催
 - (5) 定期審査の実施
- 9 担当職員研修等による保険者との連携
 - (1) 国保担当職員初任者研修会
 - (2) 国保電算共同処理事務担当職員研修会
 - (3) 保険者巡回訪問
- 10 後期高齢者医療請求支払システム等の業務の推進
 - (1) 請求支払処理業務
 - (2) 審査決定処理業務
 - (3) 過誤調整及び再審査処理業務

(4) 国保総合システム及び後期高齢者医療広域連合電算処理システムとのデータ連携業務

11 風しん対策事業に係る対応

- (1) 請求支払処理業務
- (2) 実施医療機関・健診機関への対応
- (3) 県及び市町村との連携
- (4) 風しん対策事業処理状況【令和2年4月処理～令和3年3月処理】

12 オンライン資格確認等システムの確実な導入及び運用

13 出入国在留管理庁から提供された情報を活用した特定技能外国人の国民健康保険への加入促進に係る対応

14 保険者間調整業務（令和2年3月処理～令和3年2月処理）

- (1) 療養費等代理受領方式による調整
- (2) 包括的合意に基づく調整

15 県単独事業に関する業務

第6 保険者支援事業（研修及び支援事業、調査研究、広報、啓発）

1 保険者支援事業の推進

- (1) 保険者レセプト点検事務等ブロック別研修会（中止）
- (2) レセプト点検事務巡回支援等による保険者支援

2 後期高齢者医療広域連合受託業務

3 広報誌「みやぎの国保」の発行

4 国保情報の提供

5 国保新聞購読助成

6 共同印刷、参考図書のあるせん等

- (1) 共同印刷、参考図書のあるせん
- (2) 資料提供

7 広報パンフレット及びポスター等の作製

- (1) 私たちの国保作製
- (2) 国保保険料（税）収納率向上対策広報事業

第7 保健事業

1 地域医療と保健事業対策の充実

- (1) 宮城県国保診療施設協議会の運営
- (2) 東北地方国保診療施設協議会への参画
- (3) 宮城県国保診療施設協議会への交付金交付

2 保健・医療・福祉に関する情報等の共有

- (1) 健康増進事業の一層の活性化
- (2) 関係機関主催の諸会議への参加

3 保険者保健事業との連携及び保険者支援事業の充実強化

- (1) 保険者保健師等との連携
- (2) データヘルス計画の推進
- (3) 国保データベース（KDB）システム等のデータ活用支援

- (4) 市町村保健事業支援事業
- (5) 在宅保健活動者（けやきの会）関係
- (6) 国保料(税)の適正な賦課及び収納率向上のための支援

4 その他、共同目的達成事業等

- (1) 宮城県国保運営協議会連絡会の運営
- (2) 東北地方国保運営連絡協議会への参画
- (3) 全国国保運営連絡協議会への参画
- (4) 組織強化を目的とした交付金の交付

第8 特定健診・特定保健指導データ管理

- (1) システムの効率的な運用
- (2) システムに関する研修会の開催（特定健診等データ管理システム操作支援に係る保険者巡回訪問）
- (3) データ提供
- (4) 国民健康保険中央会主催会議への参加（特定健診等データ管理システム担当者説明会）

第9 介護保険に関する事業

1 関係機関との連携に関する事業

- (1) 保険者担当職員説明会の開催（市町村介護保険担当職員研修会）
- (2) 国民健康保険中央会等主催の説明会への参加（介護保険・障害者総合支援担当課長会議、介護保険審査支
払等システム担当者説明会 等）
- (3) 東北地方国保協議会関係（東北・北海道国保連合会介護保険業務連絡協議会（中止））
- (4) 保険者支援の充実・強化（保険者巡回支援）

2 指定事業者等への適正な情報等の提供

3 審査支払業務の円滑な運営

- (1) 介護給付費等の審査支払業務
- (2) 介護給付費審査委員会の運営（介護給付費等審査委員会介護医療部会、介護給付費等審査委員会
審査部会）
- (3) 介護給付費等の請求におけるインターネット請求の推進
- (4) システムを活用した効率的な業務の運用
- (5) ホームページを活用した介護保険に関する情報等の共有

4 保険者事務共同処理の実施

5 介護給付適正化対策事業の保険者支援の充実

- (1) 保険者担当職員説明会の開催（介護給付適正化システム等説明会、介護給付適正化システム等ブロック別
説明会）
- (2) 国及び県との連携による事業の推進（介護給付適正化に係る北海道・東北ブロック研修会（中止））
- (3) 介護給付縦覧点検及び突合審査の推進
- (4) 適正化関連帳票の情報提供

6 年金特別徴収経由機関事務及び要介護認定等情報経由事務等の円滑な運用

- (1) 年金特別徴収経由機関事務
- (2) 介護保険補足給付情報経由機関事務

(3) 年金生活者支援給付金経由機関事務

(4) 要介護認定等情報経由事務

7 苦情処理に関する事業

(1) 介護サービス苦情処理委員会の円滑な運営

(2) システムを活用した効率的な業務の運用

(3) 介護サービスの質の向上に関する事業の実施（介護サービスの質の向上に関する市町村担当者、事業所管理者等研修会）

(4) 介護サービスワンランクアップ事業（中止）

(5) 職員の資質向上のための研修会等への参加（東京都国保連合会介護サービス事業者支援研修）

8 高額医療・高額介護合算事務の円滑な運用

(1) 年次処理（仮算定処理）

(2) 月次処理（本算定処理）

9 介護保険審査支払等システム機器更改

第10 障害者総合支援に関する事業

1 関係機関との連携に関する事業

(1) 市町村担当職員を対象とした説明会の開催（障害福祉サービス費等給付担当者説明会（中止））

(2) 国民健康保険中央会等主催の説明会への参加（障害者総合支援審査支払等システム操作研修、障害者総合支援給付審査支払等システムに関する都道府県・国保連合会合同担当者説明会 等）

(3) 東北地方国保協議会関係（東北・北海道国保連合会介護保険業務連絡協議会（中止））

(4) 市町村支援の充実・強化（市町村巡回訪問）

2 指定事業者等への適正な情報等の提供（仙台市障害福祉サービス事業者等集団指導（中止）、指定障害福祉サービス事業者等集団指導（宮城県）（中止））

3 審査支払業務の円滑な運営

(1) 障害者総合支援審査支払等システムを活用した効率的な業務の運用

(2) ホームページを活用した障害者総合支援等に関する情報等の共有

4 市町村等事務共同処理の実施

5 障害者総合支援審査支払等システム機器更改

第11 保険者協議会

1 保険者協議会の各種会議の開催（保険者協議会、幹事会、監事会）

2 特定健診等集合契約代表者会議の開催

3 特定健診・保健指導実践者育成研修等の開催（特定健診・特定保健指導従事者育成研修会、特定健診・特定保健指導実践者スキルアップ研修会、データヘルス推進研修会）

4 関係機関主催会議への参加（国保連合会保健事業及び保険者協議会担当課（部）長・担当者会議）

令和2年度各種会計歳入歳出決算

(令和2年度各種会計決算状況のとおり)

財産目録

(別表のとおり)

財産の処分について

1 財政調整基金積立資産

対象会計	処分する金額	
	内訳	合計
診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）	41,102,000円	103,906,000円
介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）	21,919,000円	
障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）	5,216,000円	
後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）	30,669,000円	
特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）	5,000,000円	

2 ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産

対象会計	処分する金額	
	内訳	合計
診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）	50,000,000円	143,000,000円
介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）	23,000,000円	
障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）	6,000,000円	
後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）	60,000,000円	
特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）	4,000,000円	

債務負担行為の設定について

債務負担行為の設定

宮城県国民健康保険団体連合会財務規則（平成11年規則第2号）第15条の6の規定に基づき、次のとおり債務負担行為を設定する。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内容		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源		一般財 源
						国・県支出 金	その 他	
1 特定健診等データ管理システム運用業務について令和5年度までに35,000千円を限度として支払うものとする。	千円 35,000		千円	令和3年度 ～ 令和5年度	千円 35,000	千円	千円	千円 35,000